



Title	宇宙資源開発の合法性をめぐる国際宇宙法の認識枠組み -アメリカ「宇宙資源探査利用法」(2015年)を契機として-
Author(s)	杉浦, 卓弥
Citation	法学研究論集, 53: 225-245
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/21261">http://hdl.handle.net/10291/21261</a>
Rights	
Issue Date	2020-09-11
Text version	publisher
Type	Departmental Bulletin Paper
DOI	

<https://m-repo.lib.meiji.ac.jp/>

# 宇宙資源開発の合法性をめぐる国際宇宙法の認識枠組み ——アメリカ「宇宙資源探査利用法」(2015 年) を契機として——

## Framework of international space law regarding the legality of space resource utilization

博士前期課程 公法学専攻 2019 年度修了

杉 浦 卓 弥

SUGIURA Takuya

### 【論文要旨】

本稿は、国際的な調整を経ずに、宇宙資源開発に関する権利を米国民に認めた 2015 年の「宇宙資源探査利用法」によって惹起された宇宙資源開発の国際法上の合法性をめぐる議論を、国家に自由を認めることで個別利益の追求を許容する個別主義と、各国の自由を制限することで共同体の利益を追求する共同体主義の対立と捉え、こうした国際宇宙法の認識枠組みの対立を調整する基準として、「妥当な考慮 (due regard)」義務に着目し、今後の議論の方向性を示したものである。

国際宇宙法学会の見解と多数説は、国家の自由を推定する国際宇宙法観に基づいて、宇宙資源開発の合法性を主張する。これに対して、国家管轄権に関する国際法の一般原則に遡って検討し、国際的調整を欠く国内立法は認められないと結論付ける少数説からは、宇宙条約の趣旨目的及び基本原則を根拠に、諸国の一致した行動を求める共同体主義的な国際宇宙法観が垣間見える。

こうした対立を解消する指針の一つとして、本稿は妥当な考慮義務に注目した。宇宙条約及び 3 件の衛星破壊事例の検討を通じて、当該義務が、利害の調整を果たし、議論の積み重ねを通じて具体化されていくものであるという可能性を見出した。

【キーワード】 宇宙条約, 自由と共通利益の調整, 宇宙資源開発, 個別主義と共同体主義, 妥当な考慮義務

## 第1章 序論

### 第1節 問題の所在

#### 第1項 宇宙空間の探査及び利用の自由と共通利益

1967年に発効した宇宙条約<sup>1</sup>は、前文で「平和的目的のための宇宙空間の探査及び利用の進歩が全人類の共同の利益（the common interest of all mankind）である」ことを謳い、それを反映して以下のように規定する第1条は、宇宙法における重要な原則の1つとされている<sup>2</sup>。

「月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用は、すべての国の利益のために、その経済的又は科学的発展の程度にかかわらず行なわれるものであり、全人類に認められる活動分野である。月その他の天体を含む宇宙空間は、すべての国がいかなる種類の差別もなく、平等の基礎に立ち、かつ、国際法に従って、自由に探査し及び利用することができるものとし、また、天体のすべての地域への立入りは、自由である。月その他の天体を含む宇宙空間における科学的調査は、自由であり、また、諸国は、この調査における国際協力を容易にし、かつ、奨励するものとする。」

第1文に規定された「全人類に認められる活動分野（the province of all mankind）」とは、宇宙空間の探査及び利用の共同体的側面を表しているものとされる<sup>3</sup>。この文言と「すべての国の利益のために（for the benefit and in the interests of all countries）」に反映された「全人類の共同の利益」は、その他の宇宙法における主要な文書でも言及されている。例えば、宇宙損害責任条約（1972年）<sup>4</sup>と宇宙物体登録条約（1976年）<sup>5</sup>の前文には、「平和的目的のために宇宙空間を探査し及びその利用を推進することが全人類の共同の利益であることを認識し」と規定されている。さらに、世界規模での衛星通信環境の整備を目指した政府間国際組織であるインテルサット及びインマルサットの設立文書の前文は、「月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約（宇宙条約＝筆者注）の関連規定、特に、宇宙空間がすべての国の利益のために利用されるものであることを規定する同条約第1条の規定を考慮し」と規定し、宇宙条約第1条に言及している。

したがって、宇宙法分野では、国家間に共通する価値の存在が諸国に認識され、かつ国際法上の規範としても承認されており<sup>6</sup>、宇宙空間の探査及び利用は、こうした共通の価値ないし利益に資

<sup>1</sup> U.N. Doc. 610 UNTS 205. 当事国数は109ヶ国、署名国数は23ヶ国。宇宙法分野における諸条約の批准状況については、U.N. Doc. A/AC.105/C.2/2019/CRP.3（2 April 2019）を参照した。

<sup>2</sup> 青木節子「Chapter2 宇宙活動の基本ルール」小塚莊一郎ほか編著『宇宙ビジネスのための宇宙法入門〔第2版〕』（有斐閣、2018年）35頁。山本草二『国際法（新版）』（有斐閣、1994年）479～483頁。

<sup>3</sup> Stephan Hobe, “Article I,” Stephan Hobe, B. Schmidt-Tedd and K-U. Schrogel (eds.), *Cologne Commentary on Space Law Vol. 1* (Carl Heymanns, 2009), pp. 38–39.

<sup>4</sup> U.N. Doc. 961 UNTS 187. 当事国数は96ヶ国、署名国数は19ヶ国。

<sup>5</sup> U.N. Doc. 1023 UNTS 15. 当事国数は69ヶ国、署名国数は3ヶ国。

<sup>6</sup> 中村恵「宇宙条約第一条の再検討」日本法学61巻2号（1995年）102頁。

するものであることが求められてきた<sup>7</sup>。

## 第2項 宇宙空間の利用の自由と共通利益の相剋

他方で、宇宙空間における利用の自由が認められているものの、実際にこれを享受しうるのは、一定の技術力と経済力を有する一部の先進国に基本的には限られる。この点に不満を持つ途上国と先進国の間で、利用の自由と共通利益を如何に調整するかが問題となり、また、1980年代以降の規制緩和による商用衛星の増加に伴って提唱された宇宙商業利用時代<sup>8</sup>においても同様の問題が発生した。

宇宙法分野における途上国と先進国の対立は国際電気通信連合（以下、ITU）と国連で表面化した。静止軌道位置と周波数帯の分配を行うITUは、その目的として電気通信の合理的利用を定めており（ITU憲章第1条）、利用の意思と能力をもつ国一すなわち先進国一に、それらをより多くを分配していた。これに不満を感じた多数の途上国が、天然資源に対する主権などの主張を背景にそれらの平等な分配を求めたため、現在のITU憲章第44条には、静止軌道位置と周波数帯が「有限な天然資源である」と規定され、各国に最低一つは分配されている<sup>9</sup>。さらに途上国は、国連の場においても、宇宙条約第1条の「すべての国の利益のために」を根拠に、先進国が得た成果の分配を要求した。今日、同条の有権的解釈を表したものとして位置づけられる「スペース・ベネフィット宣言」（1996年、国連総会）<sup>10</sup>もこうした対立の所産であり、国際協力の促進を通じて、途上国の宇宙空間の利用への参加を促していくことで両者は妥協した<sup>11</sup>。

また、宇宙商業利用時代の到来によって激化した競争的環境においては、政府間国際組織にも効率的な事業展開が求められた。そのため、2000年前後にインテルサットとインマルサットは民営化されたと同時に、全世界に遍くそのサービスを提供し得るかが不安視された。最終的には、共通利益の実現を監督するための小規模な政府間国際組織としてそれぞれ存続することになった<sup>12</sup>。

以上のように、宇宙空間の利用の自由と共通利益を如何に調整するかという問題は、時代の変化を受けながら、国際宇宙法を巡る議論の中に姿を変えて出現してきた<sup>13</sup>。そして近年、このような問題に新たな展開がみられる。それが、宇宙空間にある水や鉱物などの非生物資源を採掘し獲得する活動（以下、宇宙資源開発）を国内の私人に認めるアメリカとルクセンブルクの立法である。

---

<sup>7</sup> 城戸によれば、「国家の個別的利益」と「国際社会の全体的利益」を調和させたものが宇宙法であるとされる。城戸正彦『宇宙法の基本問題』（風間書房、1970年）169～187頁。

<sup>8</sup> 青木節子『日本の宇宙戦略』（慶應義塾大学出版会、2006年）44～45頁。

<sup>9</sup> 同上104～107頁。

<sup>10</sup> U.N. Doc. A/RES/51/122.

<sup>11</sup> 青木・前掲注（2）36頁。

<sup>12</sup> 小寺彰「国際組織の『民営化』」ジュリスト1175号（2000年）30～35頁。青木・前掲注（8）108～119頁。

<sup>13</sup> 小寺彰『パラダイム国際法』（有斐閣、2004年）145～146頁。

## 第2節 宇宙資源開発をめぐる議論の展開

商業化の実現には程遠いものの、宇宙資源開発は世界的関心を集めており<sup>14</sup>、その発端が2015年にアメリカで制定された「宇宙資源探査利用法」<sup>15</sup>である。2017年にはルクセンブルクも「宇宙資源探査利用法」<sup>16</sup>を制定した。両国の間では、2019年5月に宇宙空間における相互協力のための了解覚書が結ばれた<sup>17</sup>。さらにルクセンブルクは、日本やUAEなどの宇宙資源開発に関心を示す諸国との間でも宇宙資源に関する了解覚書を結んでいる<sup>18</sup>。

アメリカの立法を受けて国連宇宙空間平和利用委員会（以下、COPUOS）の法律小委員会では、2017年度から宇宙資源開発についての意見交換が実施された。そこで表明された見解を概括すれば、COPUOSの場での利害調整を強調する見解が多くなってきているが、新たな枠組みは不要との意見も僅かに表明されており<sup>19</sup>、宇宙資源開発に関する枠組みの作成に向けた諸国の足並みが揃っているわけではない。

上記の国内立法の影響はそれに止まらず、国際宇宙法学会（以下、IISL）が2015年と2017年に宇宙資源開発の合法性を認める見解を公表した<sup>20</sup>。国際法協会（以下、ILA）でも2016年から議論が行われる<sup>21</sup>などしたほか、国内外で当該立法をめぐる論考が数多く発表されるに至った<sup>22</sup>。

---

<sup>14</sup> 石田真康『宇宙ビジネス入門 NewSpace 革命の全貌』（日経BP社、2017年）99～102頁。寺藺淳也「宇宙資源探査の現状と課題」現代思想45巻14号（2017年）182～193頁。2017年3月には、西村高等法務研究所「宇宙資源開発に関する法研究会報告書」（以下、西村・報告書2017）が公表された。加えて、「宇宙ビジネスの活性化に向けたルール形成」を特集したジュリスト1506号（2018年）及び藤井康次郎「世界の宇宙ビジネス法（第5回）宇宙資源開発をめぐる法的問題と国際動向」国際商事法務46巻7号（2018年）947～950頁も参照されたい。

<sup>15</sup> 51 U.S.C. ch. 513, Space Resources Exploration and Utilization Act.

<sup>16</sup> Mémorial A, n°674 de 2017, Loi N°674 du 20 juillet 2017 sur l'exploration et l'utilisation des ressources de l'espace. 本法は、政府提出法案（Projet de loi）を基に制定されたものである。

<sup>17</sup> United States and Luxembourg sign memorandum on space co-operation (10 May 2019). ルクセンブルク宇宙機関HP内の“Press releases”で入手可能。

<sup>18</sup> U.N. Doc. A/AC.105/C.1/2019/CRP.5, p. 3.

<sup>19</sup> U.N. Doc. A/AC.105/1122, para. 221–250. U.N. Doc. A/AC.105/1177 [hereafter COPUOS LS Report 2018], para. 229–265. U.N. Doc. A/AC.105/1203 [hereafter COPUOS LS Report 2019], para. 239–267. なお、いずれの国の代表が、どのような意見を表明したかについての記載が報告書にはない。また、本稿では、より多くの意見が記載されているCOPUOSの法律小委員会の報告書を参照した。

<sup>20</sup> IISL, “Position Paper on Space Resource Mining” (20 December 2015) [hereafter IISL PP 2015]. IISL, “DoS Study on Space Resource Mining” (30 March 2017) [hereafter IISL BP 2017]. これらの文書はIISL HP内の“Position Papers”で入手可能。

<sup>21</sup> ILA, Report of the Seventy-Seventh Conference (2016) [hereafter ILA Report 2016]. ILA, Report of the seventy-eighth Conference (2018).

<sup>22</sup> 一連の論考については2016年以降に公表された*Proceedings of the International Institute of Space Law* [hereafter PIISL], *Journal of Space Law, Air and Space Law* [hereafter A&SL], *Zeitschrift für Luft- und Weltraumrecht* [hereafter ZLW]に多数収録されている。紙幅の都合上、それらの論考を挙げられないことをお詫び申し上げる。これら以外には、河合利修「国際法における月の法的地位とその開発」空法59号（2018年）

これら宇宙資源開発をめぐる近年の議論においては、宇宙条約の解釈論と国際的調整を経ずに行われた一方的な立法（以下、単独アプローチ）の評価が争われている。その議論の多くは、宇宙資源開発が宇宙条約上認められると結論付けた上で、それが共通利益に適うために、諸国は如何に対応すべきなのかを論じてきた。したがって、宇宙資源開発においても、宇宙空間の利用の自由と共通利益を調整することが必要とされていることは確かであろう。

### 第3節 本稿の目的と射程

本稿は、宇宙資源開発に関する宇宙条約の解釈論及び単独アプローチをめぐる議論の検討を通じて、宇宙空間の探査及び利用と共通利益のあり方について考察し、その調整の可能性を宇宙条約第9条に規定された「妥当な考慮（due regard）」義務に見出すものである。

その際、本稿は、宇宙条約を国際宇宙法の基本的な枠組みを規定する国際文書として検討し、必要に応じて他の国際文書にも触れる。学説上、1984年に発効した月協定<sup>23</sup>に言及されることが多いが、アメリカとルクセンブルクが同協定を批准しておらず、また慣習国際法としての性質が否定されているため<sup>24</sup>、月協定は本稿の検討対象には含めない。加えて、資源の開発が宇宙条約上認められるかという論点は起草時より存在したものの<sup>25</sup>、アメリカの立法をきっかけに単独アプローチを如何に評価するかも議論の対象となったため、後者についても扱う本稿の目的からして、それがあつた2015年11月以後に発表された論考に限定して検討することとする。

まず次章では、学説上言及されることが多く、ルクセンブルクも立法の際に参照した<sup>26</sup> IISLの2015年に公表されたポジションペーパー（以下、2015年ペーパー）と、2017年に公表されたバックグラウンドペーパー（以下、2017年ペーパー）において示された宇宙条約の解釈と単独アプローチへの評価を検討し、その意義と問題点を明らかにする。

## 第2章 国際宇宙法学会の見解

### 第1節 宇宙資源開発に関するポジションペーパー（2015年）

宇宙法分野の学会として最も影響力がある IISL は、アメリカが「宇宙資源探査利用法」を制定した翌月の2015年12月20日に「宇宙資源採掘に関するポジションペーパー」を公表した。

2015年ペーパーは、アメリカ「宇宙資源探査利用法」の概略を紹介した後、国際宇宙法規範の中でも特にそれと関連する、宇宙条約の第1条と第2条を検討し、宇宙資源開発を明示的に禁止

---

1～31頁。水島淳「国内外の動向から見る宇宙資源開発に関する法的論点」空法60号（2019年）1～28頁。Jinyuan Su, “Legality of Unilateral Exploitation of Space Resources under International Law,” *International and Comparative Law Quarterly*, 66(4) (2017), pp. 991-1008.

<sup>23</sup> U.N. Doc. 1363 UNTS 3. 当事国数は18ヶ国、署名国数は4ヶ国。

<sup>24</sup> 例えば、河合・前掲注(22)12～13頁。IISL PP 2015, pp. 2-3.

<sup>25</sup> 例えば、Stephen Gorove, “Interpreting Article II of the Outer Space Treaty,” *Fordham Law Review*, 37(3) (1969), pp. 349-354.

<sup>26</sup> Avis 51.987 du 7 avril 2017, p. 3. ルクセンブルク国家諮問院（コンセイユ・デタ）HP内の”Avis”で入手可能。

する規則と許容する規則がないという解釈を示した<sup>27</sup>。その上で、アメリカ「宇宙資源探査利用法」は、「宇宙条約の可能な解釈の一つ (a possible interpretation of the Outer Space Treaty)」であるとするが、宇宙条約違反という可能性も示唆する。すなわち、アメリカの立法は、宇宙資源開発が合法であるか否かという問題の端緒であり、アメリカ及び当文書が示した宇宙条約の解釈の是非は、国家間での議論を経て最終的な決着を見るものであるとする<sup>28</sup>。

### 第1項 宇宙条約の解釈：「利用」と「取得禁止」の検討

2015年ペーパーでは、宇宙条約第1条及び2条の解釈から、宇宙資源開発に関する確定的な結論は導かれていない。同文書によれば、宇宙条約第2条の解釈について、同条が宇宙空間における領域の取得を禁止している点に争いはないが、資源を得ることまでも禁止しているかどうかは明白ではないとし、宇宙条約に明示の禁止規範が存在しないことを指摘する。次に、同文書は明示の許容規範の存否を明らかにするために同条約第1条の検討をし、同条で認められる利用の自由に、天体上の鉱物や水などの再生不可能な天然資源を得る権利及び消費する権利を含むかどうかについては国際的合意がないとした<sup>29</sup>。

以上の検討に基づき、宇宙資源開発に関する明示的な禁止規範も許容規範もないことを指摘した上で、「それゆえ、資源を得ることについての明白な禁止が宇宙条約には存在しないという点から、宇宙資源の利用は許容されると結論付けられる」とする。そしてアメリカの立法は、「宇宙条約の可能な解釈の一つ」であるとしつつ、他国も同様の解釈をとるかどうかは検討の余地があると述べた<sup>30</sup>。

もっとも同文書は、宇宙空間にある天然資源を得ることは天体への主権の主張とは異なるものであるという点に注意を促している。つまり、「当該法律の目的は、米国市民にこれら資源に関する権利を付与することであり、これは、『米国の国際義務を含む適用法に従って入手した』<sup>31</sup> 資源の場合を指す。それゆえ、この法律は、米国の国際義務を尊重し、宇宙資源への所有権 (property rights) が依拠し続けるだろう適用可能な法規も尊重している」<sup>32</sup> と述べ、2015年ペーパーでは、アメリカ自身が宇宙条約に適合的な解釈をしていると理解されている。

### 第2項 単独アプローチの評価：国際法発展の嚆矢

以上のように2015年ペーパーは、明示の禁止規範の欠如を理由に、宇宙資源開発が宇宙条約上許容されるとし、アメリカ「宇宙資源探査利用法」が同条約のあり得る解釈であると評価した。

---

<sup>27</sup> IISL PP 2015, pp. 1-2.

<sup>28</sup> Ibid., p. 3.

<sup>29</sup> Ibid., p. 2.

<sup>30</sup> Ibid., p. 3.

<sup>31</sup> 訳文は、青木節子ほか編集『宇宙六法』（信山社、2019年）91頁（JAXA訳）による。なお、“international obligations”を「国際義務」と訳した。以下、アメリカ「宇宙資源探査利用法」の翻訳について、特に断りがない場合は、同書を参照している。

<sup>32</sup> IISL PP 2015, p. 3.

その上で、「アメリカが示した宇宙条約第2条の解釈に他国が従うかどうか、取得禁止原則（宇宙条約第2条＝筆者注）の今後の理解と発展の中心となろう。アメリカの解釈は、国際的諸規則の発展の出発点となり得るものであり、資源採掘を含む宇宙空間の自由な探査及び利用を、すべての国の利益のためにコーディネートするには、当該解釈が国際的対話によって評価されるべきである」<sup>33</sup>とし、他国の反応と国際的な議論を経て、宇宙資源開発をめぐる問題が解決されるだろうことを示唆する。

## 第2節 宇宙資源開発に関するバックグラウンドペーパー（2017年）

2017年3月26日の会期で、IISLの理事会に提出されたバックグラウンドペーパー<sup>34</sup>は、「宇宙空間における資源の権利についての論点」を深く掘り下げることを目的に作成されたものであり、2015年ペーパーとの関係は明示されていないが、これを敷衍するものと考えられる。

2017年ペーパーの検討は国際宇宙法の史的変遷や月協定等にまで及んでいるが、本稿との関連では、同文書は、宇宙条約の趣旨目的に照らした解釈をし、宇宙条約第1条、第2条と第9条などに反しない限りで、宇宙資源開発は認められると結論付けた点が注目される<sup>35</sup>。その上で、アメリカの立法は宇宙条約の解釈の一例を示したものと評価しているが<sup>36</sup>、ルクセンブルクの立法に対しては、宇宙条約の可能な解釈であるかどうかという観点からは論じられていない<sup>37</sup>。

### 第1項 宇宙条約の解釈：条約の体系的解釈

2017年ペーパーは、まず、ウィーン条約法条約第31条から第33条に定められた解釈規則に従い、宇宙条約が全体として解釈されなければならない旨を述べる。そこで、宇宙条約第1条に定める宇宙空間の探査及び利用の自由が無制限の自由ではなく、「無差別かつすべての国の利益となるように（non-discrimination and the benefit and interest of all countries）」という条件付きであり、第2条も自由への制限とする<sup>38</sup>。

同文書は、解釈にあたって考慮すべき条約目的として、宇宙条約の前文及び第1条に言及する。前文は、宇宙空間の探査及び利用の進歩が「全人類の共同の利益」で、それらが「すべての諸国民のために行われなければならない（should be carried on for the benefit of all peoples）」<sup>39</sup>ことを掲げていること、第1条には宇宙空間の探査及び利用が、「すべての国の利益のために」行われ、「全人類に認められる活動分野」であるという同様の文言が規定されていることを指摘する。加えて、宇宙空間の探査及び利用にあたって従うべき義務として、条約と慣習法、法の一般原則（第3

<sup>33</sup> Ibid.

<sup>34</sup> 2017年ペーパーは、本稿第3章で取り上げるHobe教授による編集の下で作成された。

<sup>35</sup> IISL BP 2017, pp. 25-35.

<sup>36</sup> Ibid., pp. 12-14.

<sup>37</sup> 当時、草案段階であったルクセンブルク「宇宙資源探査利用法」（2017年）については、同法が宇宙条約第6条の実施として国内の私人を適切に監督するものであり、ルクセンブルクが未批准の宇宙物体登録条約を取り込むものと述べるに止まっている。Ibid., pp. 23-24.

<sup>38</sup> Ibid., pp. 25-28.

<sup>39</sup> なお、外務省の公定訳では、“peoples”は「人民」と訳されている。



条)を挙げたほか、協力及び相互援助の原則、他国の関係する利益に妥当な考慮を払うこと、有害な汚染(harmful contamination)の回避に努める義務、有害な干渉(harmful interference)を及ぼすおそれがある場合に他国は当該活動国に協議を申し込むことができること(第9条)などを指摘する<sup>40</sup>。

条約目的の一つである「すべての国の利益のために」という文言は定義が曖昧ではあるが、2017年ペーパーは、条約法条約に照らしてこれを解釈すると、他国の利益に妥当な考慮を払い、有害な干渉を避けるべきという第9条の規定と同義であり、これに反しない形の宇宙空間の商業利用は認められるとする<sup>41</sup>。

次に、考慮すべきもう一つの条約目的である「全人類に認められる活動分野」については、他の正文(仏文、西文)と比較してもその意味は不明瞭であるが、月協定が第11条で規定する「人類の共同遺産(the common heritage of humankind)」とは異なる概念であるとする。2017年ペーパーによれば、「全人類に認められる活動分野」とは、宇宙空間が他国の利益に配慮せず、一国のために利用されるべきではなく、宇宙空間の探査及び利用の共同体的側面を示していること、その究極の目的とは、すべての国家が宇宙空間の探査及び利用による利益を享受することであるとされる<sup>42</sup>。

そして、宇宙条約にいう「利用(use)」という語の通常の意味については合意がないが、天然資源の枯渇性は考慮されるべき点であるとする。宇宙条約を全体として解釈すると、宇宙資源開発は第2条の取得禁止原則を損なうべきではなく、国際協力の原則の下で行われるべきであり、第11条に定める適当な情報を提供すべきであると述べる<sup>43</sup>。なお、2015年ペーパーとは異なり、宇宙資源開発が「利用」に含まれるかどうかを明示的に検討しているわけではないが、以上の主張から、2017年ペーパーは宇宙資源開発が「利用」に含まれると解しているものと思われる。

結論として、宇宙条約に規定された義務—主に第9条であるが—に抵触しない限りで、宇宙資源開発は認められ、宇宙資源開発は明示的に禁止されておらず、国家は、宇宙資源開発の権利を行使する前にこれらの条件を確保する努力をすべきであると述べる<sup>44</sup>。

## 第2項 単独アプローチの評価：文脈依存的な条約適合性

2015年ペーパーでは、「宇宙資源探査利用法」を制定したアメリカ自身が宇宙条約に適合的な解釈をしていると理解され、アメリカにやや好意的な評価が見られた。

2017年ペーパーではそれとは異なる評価が下されている。アメリカ「宇宙資源探査利用法」第51303条<sup>45</sup>は国際法に従う意図を表明しているが、2017年ペーパーによれば、そのような意図は

<sup>40</sup> IISL BP 2017, pp. 28–30.

<sup>41</sup> Ibid., p. 31.

<sup>42</sup> Ibid., pp. 32–33.

<sup>43</sup> Ibid., pp. 31–32.

<sup>44</sup> Ibid., pp. 34–35.

<sup>45</sup> 「本章に基づき小惑星資源又は宇宙資源の商業回収(commercial recovery)に従事する米国民は、米国の国際義務を含む適用法に従って入手した小惑星資源又は宇宙資源の保有(possess)、所有(own)、輸送、使用(use)及び売却を含め、入手した小惑星資源又は宇宙資源に対する権利を有するものとする。」

国際法との適合性に影響を及ぼすものではないとされる。宇宙条約上の権利義務についての規定を国内法で定めることは、締約国の主権の範囲内であり、単に自国の解釈を示したに過ぎず、実際に宇宙条約違反であるかどうかは、当該国内法の実施態様次第であるとする。その際には、宇宙条約に規定された「いかなる種類の差別もなく」、「国際法に従って」（第1条）、「協力と相互援助の原則に従う」（第9条）ことが求められるとする<sup>46</sup>。

### 第3節 小括

#### 第1項 国際宇宙法学会の見解の意義：宇宙条約の体系的解釈を通じた明確化

以上概観したように、2015年ペーパーは、宇宙条約の第1条と第2条の解釈を論じ、明示の禁止規範の欠如から宇宙資源開発の合法性を導いた。それに対して、2017年ペーパーは宇宙条約の趣旨目的に照らした解釈を展開し、宇宙空間の探査及び利用の自由が、「すべての国の利益のために」、「全人類に認められる活動分野」（第1条）として行われなければならない、他国の利益に「妥当な考慮」を払い、「有害な汚染」の回避に努める（第9条）限りで、宇宙資源開発が認められると結論付けた。そして、アメリカの立法については、同条約の可能な解釈の一つであり、国際的規則の発展を促すことが期待されている。

学会として以上のような見解を表明したことの意義は、宇宙条約の起草時から議論のあった論点についての具体的な明確化を図った点にある。2015年ペーパーの公表以降、同文書は多くの論考で支持されるほか、ルクセンブルクも立法の際に2015年ペーパーを参照したことから、その高い影響力が窺える。

また、国際法上、明示的に禁止されていないことは許容されるとみなして<sup>47</sup>、宇宙資源開発の合法性を主張する2015年ペーパーからは、「ローテュス原則」<sup>48</sup>が想起されよう。数多くの論考はこの原則に言及するが<sup>49</sup>、同文書はそれを明言していない。当該原則が今日でも妥当するのであれば、許容規範の検討は不必要である。禁止規範だけでなく、許容規範の存否をも検討した2015年ペーパーは、同原則を完全に支持するものではないと思われる<sup>50</sup>。実際、2017年ペーパーでは、国際法上、明示的な禁止規範を欠く場合は許容されるという主張をしていないため、IISLはロー

<sup>46</sup> Ibid., pp. 12–14.

<sup>47</sup> IISL PP 2015, p. 3.

<sup>48</sup> The Case of the S. S. “Lotus” (France v. Turkey), PCIJ, Ser A No. 10 (Judgement of 7 September 1927), p. 18. また、ローテュス原則の適用を否定し、旗国管轄権の排他性を強調した近年の裁判例として、The Case of M/V “Norstar” (Panama v. Italy), ITLOS, No. 25 (Judgement of 10 April 2019).

<sup>49</sup> 例えば、Stephan Hobe, “The International Institute of Space Law adopts Position Paper on Space Resource Mining,” *ZLW*, 65(2) (2016), p. 205.

<sup>50</sup> ローテュス原則に対しては、個別国家の意思を重視し国家に広範な自由を認めることで、国家主権が法に優位することになる点に根強い批判がある。高島忠義「ローテュス号事件判決の再検討（一）—陸の規則の視点から」法学研究 71 巻 4 号（1998 年）57～67 頁。明石欽司「『国際法の完全性』（四・完）—その理論史と概念整理」法学研究 84 巻 8 号（2011 年）14～20 頁。こうした点も、IISL がローテュス原則への言及を回避した理由であろう。

テュス原則の妥当性に懐疑的な見方を強めたと言えよう<sup>51</sup>。

## 第2項 利用の自由の限界について

両文書を併せて整理すれば、IISLの見解としては、宇宙資源開発を明示的に禁止する規範が存在せず、宇宙資源開発は宇宙条約第1条の「利用」に含まれ、同条の「すべての国の利益のために」、「全人類に認められる活動分野」として行われ、第9条に定める、他国の利益に「妥当な考慮」を払い、「有害な干渉」の回避に努める限りで、宇宙条約上適法となるというものであった。

しかしながら、宇宙資源開発に関する国内立法との関係で、妥当な考慮を払うとは具体的に何を意味するのかは明らかにされていない。共同体的側面への言及においても、それによって国家は如何に振舞うべきかなどの具体的な基準は明示されていない。

これらの不明点を解消して、利用の自由に関わる基準を明らかにすべく、次章では学説を取り上げる。第3章では、肯定説と否定説の検討を通じて、IISLの見解をより掘り下げて理解することで、それらの見解が、宇宙空間における利用の自由と共通利益の調整に資するものであるのかを検討する。

## 第3章 宇宙資源開発立法をめぐる学説

IISLの見解を含めて、宇宙資源開発をめぐる学説は、宇宙条約第2条が宇宙空間の領域取得を禁じているという点と、宇宙資源については明確な規定を欠くという点には共通の認識を有している。しかし、そうした認識を共有しながらも、明示の規定の欠如が意味する点には国際宇宙法の認識をめぐる相違が見られる<sup>52</sup>。

本稿では、国家に広範な自由を認めることに肯定的な立場を「個別主義」と形容し、国家の自由に制限的で、「国際共同体」による承認の必要性を説く否定的な立場を「共同体主義」と形容した上で、学説の相違点が国際宇宙法の認識枠組みの違いにあることを示しつつ、それらの意義と問題点を明らかにし、宇宙空間の利用の自由と共通利益の調整について検討する。

### 第1節 肯定説：個別主義的観点から

#### 第1項 宇宙条約の解釈

アメリカとルクセンブルクの立法を宇宙条約の可能な解釈の一例であると評価する論考は多数に及ぶ<sup>53</sup>。それらは宇宙条約第2条に定める禁止規定が宇宙資源には及ばないということ、加えて、

<sup>51</sup> もっとも、宇宙資源開発は明示的に禁止されていないという記述はある。IISL BP 2017, pp. 34–35.

<sup>52</sup> 青木によれば、宇宙資源開発の合法性に関する COPUOS での議論の根本的対立は、国際法が禁止規範なのか許容規範なのかにあるとされる。青木節子「第10章 宇宙の商業利用」森肇志ほか編『サブテキスト国際法—教科書の一步先へ』（2020年、日本評論社）139頁。この見解は、あくまでも COPUOS における議論に限定したものであり、学説のそれとは異なることに注意されたい。肯定説の西村・報告書 2017 と否定説を除いて、多くの見解は、当該論点に対する立場が明らかではない。例えば Hofmann らは、ローテュス原則を援用しつつ、許容規範の存在も指摘し、宇宙資源開発の合法性を主張する。Mahulena Hofmann and Federico Bergamasco, “Mining in Outer Space: Legal Aspects,” *European Yearbook of International Economic Law*, 9 (2018) [hereafter Hofmann & Bergamasco 2018], pp. 316–317, 324–325.

そのような宇宙資源開発について、その論拠がローテュス原則であれ、宇宙条約第1条であれ、国家にその自由が認められるという認識を共有している。

すなわち、宇宙資源の取得が禁止されるものという起草者意思がないため、宇宙条約第2条の禁止規定が宇宙資源にまで及ぶかは明白ではなく<sup>54</sup>、同条の一義的な解釈は導き得ないとされる<sup>55</sup>。その他、宇宙資源開発の目的は資源の採掘、利用と商業化であって、領域の取得ではないため、同条に反しないとも言われる<sup>56</sup>。第2条などの禁止規範の検討に止まる場合、ローテュス原則に従って、宇宙資源の開発は認められると結論付けられる<sup>57</sup>。宇宙条約における許容規範にまで検討が及ぶ場合でも、宇宙条約の起草過程においては、第1条の「利用」に宇宙資源開発を含みもそこから排除もしていなかったため、宇宙資源開発は同条に定める利用の自由に含まれる一排除ではなく含むとする理由は明示されないが一と結論付けられる<sup>58</sup>。

IISLの見解でも自由の制約要因として考慮されたように<sup>59</sup>、宇宙資源開発が宇宙条約第1条にいう「すべての国の利益のために」という文言と整合的であるかどうかについては、「スペース・ベネフィット宣言」を踏まえて当該文言を解釈すると、宇宙空間の利用国が得た成果の直接的分配までは要求しておらず、可能な範囲で国際協力を促進することで、すべての国が利益を享受することを目指すものとされる<sup>60</sup>。

もっとも、以上に述べた解釈は、可能な解釈の一つではあるが唯一の解釈ではない。そのため、P. J. Blount らが指摘するように、そうした解釈を示した国内立法を、国際宇宙法の発展において如何に理解するかという点が重要になるであろう<sup>61</sup>。

---

<sup>53</sup> 否定説も肯定説が多党派であることを認める。Stephan Hobe and Philip de Man, “National Appropriation of Outer Space and State Jurisdiction to Regulate the Exploitation, Exploration and Utilization of Space Resources,” *ZLW*, 66(3) (2017) [hereafter Hobe & de Man 2017], pp. 461-462.

<sup>54</sup> 西村・報告書 2017 7~8頁。P.J. Blount and Christian J. Robinson, “One Small Step: the Impact of the U.S. Commercial Space Launch Competitiveness Act of 2015 on the Exploitation of Resources in Outer Space,” *North Carolina Journal of Law and Technology*, 18 (2016) [hereafter Blount & Robinson 2016], p. 168. Fabio Tronchetti, “Title IV-Space Resource Exploration and Utilization of the US Commercial Space Launch Competitiveness Act,” *A&SL*, 41(2) (2016) [hereafter Tronchetti 2016], pp. 145-146. 西村・報告書は、中谷和弘教授と青木節子教授が参加して作成された。Blount 教授は IISL の理事の一人である。Tronchetti 教授は、ルクセンブルクが「宇宙資源探査利用法」を起草するために開催した研究会のメンバーであり、この研究会の未公開の報告書を基にルクセンブルク政府は議会に草案を提出したとされる。COPUOS でルクセンブルクの代表を務めた経験もある Hofmann 教授もこの研究会のメンバーであった。Hofmann & Bergamasco 2018, p. 329.

<sup>55</sup> Blount & Robinson 2016, pp. 162-163. Tronchetti 2016, pp. 145-146.

<sup>56</sup> Hofmann & Bergamasco 2018, p. 317.

<sup>57</sup> 西村・報告書 2017 8~9頁。

<sup>58</sup> Tronchetti 2016, pp. 145-146. Hofmann & Bergamasco 2018, p. 317.

<sup>59</sup> IISL BP 2017, pp. 28-33.

<sup>60</sup> 西村・報告書 2017 8~9頁。Tronchetti 2016, p. 152. Hofmann & Bergamasco 2018, p. 322. この解釈には否定説も同意する。Hobe & de Man 2017, pp. 464-465.

## 第2項 単独アプローチの評価：アメリカ「宇宙資源探査利用法」の功罪

以上のように、宇宙資源開発が合法であることを前提とする肯定説は、アメリカ（トルクセンブルク）の単独アプローチに対して、全般的に、宇宙条約の可能な解釈の一つであるというやや慎重な表現を用いつつ、こうした国内立法が国際的な議論の先駆けとなることで、規則の発達を促す役割があるものと評価している<sup>62</sup>。

この立場を強調する Blount らによれば、宇宙資源開発のように、ある事項に関する国際法の規律内容が不明確な中では、国家が国内法を通じて明らかにした自国の権利義務の解釈などの行為とそれに対する他国の反応の応酬によって、国際法が増加・明確化していくのであり、アメリカの宇宙条約の解釈が適正なものかどうか、自国の権利義務についての判断が他国に委ねられているとされる<sup>63</sup>。

他方で、その危険性も指摘する Fabio Tronchetti によれば、アメリカ（トルクセンブルク）の解釈は、宇宙条約の可能な解釈の一つではあるが、一般的な解釈ではないため、宇宙条約の法的安定性と一体的適用を損ない、国家間に緊張と透明性の欠如を生み出す危険を孕むものと問題視する<sup>64</sup>。このような彼の懸念は、国家によって宇宙条約の異なる解釈が併存する中で、共通の立場をとる国家間だけで取極めが結ばれ、国際的な分断が起こりうること、あるいは将来の統一の秩序形成の障害となることを示唆するものであろう。

ILA 第 77 会期の宇宙法委員会で議長を務めた Maureen Williams も、こうした点に懸念を表明しており<sup>65</sup>、ITU が静止軌道位置と周波数帯の平等分配の問題に苦心してきたことから、「国際共同体 (international community)」は「早い者勝ち (first come, first served)」に懐疑的であると主張する<sup>66</sup>。おそらく彼女は、宇宙資源開発が主な対象とする鉱物資源など<sup>67</sup>は再生が困難であることから、排他的にならざるを得ないその利用は、事実上の無主物先占であり、そうした技術に優れる私人とその背後にある国家による寡占状態が生まれる危険を懸念しているものと思われる。

<sup>61</sup> Blount & Robinson 2016, pp. 177-182. 2015 年ペーパーも同様の立場をとるものであろう。IISL PP 2015, p. 3.

<sup>62</sup> 西村・報告書 2017 5~6 頁。Tronchetti 2016, p. 154.

<sup>63</sup> Blount & Robinson 2016, pp. 177-180. 彼らの主張は Michael Reisman の論考 (W. Michael Reisman, "International Incidents: Introduction to a New Genre in the Study of International Law," *Yale Journal of International Law*, 10(1) (1984), pp. 1-20. 翻訳として、マイケル・リースマン (宮野洋一訳)「特別講義 国際事件分析—国際法認識の新たな方法」法学新報 99 巻 1・2 号 (1992 年) 137~170 頁) に依拠して述べられたものである。

<sup>64</sup> Tronchetti 2016, pp. 149-154.

<sup>65</sup> ILA Report 2016, pp. 149-150.

<sup>66</sup> COPUOS の法律小委員会でも「早い者勝ち」に対する懸念が表明されている。COPUOS LS Report 2018, para. 241. COPUOS LS Report 2019, para. 254.

<sup>67</sup> アメリカ「宇宙資源探査利用法」第 51301 条は『『宇宙資源』には、水及び鉱物が含まれる』と規定する。ルクセンブルク「宇宙資源探査利用法」は「宇宙資源」を定義していない。

## 第2節 否定説：共同体主義的観点から

### 第1項 宇宙条約の解釈

COPUOS 法律小委員会でドイツの代表を務める Stephan Hobe は、同小委員会でベルギー代表の Philippe de Man と共に、共同体主義的観点から国際宇宙法を捉える。つまり、宇宙空間が「国際的空間 (an international area)」であることから、宇宙空間それ自体の法的性質に関わる事項については、諸国から成る「国際共同体」の管轄権に委ねられており、宇宙資源開発については、国家に立法管轄権がないと批判する<sup>68</sup>。

宇宙条約の解釈についての Hobe らは、同条約が宇宙資源開発に関する規律を設けていないものと認識し<sup>69</sup>、それに関する各国の立法の国際法上の位置付けは、「立法管轄権 (prescriptive jurisdiction)」の検討を通じて判断される問題であると位置づける<sup>70</sup>。

### 第2項 単独アプローチの評価：立法管轄権の意義

国家管轄権は、国際法上認められた権原に基づいて行使されなければならないとする「特定権限説」と国際法上の禁止規範に反しない限りで認められるとする「包括権原説」という2つの立場が存在するが、Hobe らは特定権限説を支持し、これが多数説であり原則であると考えている<sup>71</sup>。特定権限説が多数説であること以外に、それを支持する論拠は明示されていないが、以下の Hobe らの主張もその論拠として考えられうる。まず、宇宙条約は国際協力を謳い、宇宙空間の利用が「全人類に認められる活動分野」(第1条)として、国際法に従って行われなければならない(第3条)ため、宇宙空間は「国際的空間」であり、宇宙法は国際協力を通じて整備されていくことが諸国には求められていると主張する<sup>72</sup>。次に、包括権原説については、これがローテュス原則に論拠を求めているが、彼らによれば、同原則はローテュス号事件の判決文で傍論 (*obiter dictum*) として示されたにすぎず、必ずしもかかる立場が一般原則として受け入れられているわけではないとされる<sup>73</sup>。また、仮にこの立場に依拠したとしても、域外管轄権の行使国は、他国よりも利益を有することを立証する必要があると主張し、宇宙条約は国家の無差別性・平等性を規定している(第1条)ことから、すべての国家は、宇宙資源開発に平等の利益を有するものと前提されるため、自国

---

<sup>68</sup> 学説上この立場は極めて少数に止まる。この立場を支持するものとして、Merve Erdem, “Legal Loophole or Just a Matter of Interpretation?” *PIISL*, 60 (2017), pp. 49–71.

<sup>69</sup> Hobe & de Man 2017, p. 464.

<sup>70</sup> *Ibid.*, p. 467, footnote 35. 彼らの管轄権に関する理解は、合衆国対外関係法第4リステイトメントに依拠したものである。「立法管轄権とは、すなわち、人若しくは財産又は行為 (conduct) に対して、法を適用しようとする国家の権能 (authority) を指す。」*Restatement (Fourth) of the Foreign Relations Law of the United States*, §401(a).

<sup>71</sup> Hobe & de Man 2017, p. 466. なお、彼ら自身は、前者を「制限的アプローチ (restrictive approach)」, 後者を「許容的アプローチ (permissible approach)」と呼んでいる。本稿第1章2節で触れた「単独アプローチ」との混同を避けるため、本稿では小寺の言葉を借りた。小寺・前掲注 (13) 97頁。

<sup>72</sup> Hobe & de Man 2017, pp. 470–471.

<sup>73</sup> *Ibid.*, p. 466, footnote 33.

の利益が他国のそれに優越することの証明は困難であろうと述べる<sup>74</sup>。

おそらく以上に挙げた諸点を根拠に特定権限説を支持する Hobe らは、宇宙条約が属人主義を規定しているため、宇宙空間それ自体の法的性質に関しては「国際共同体の立法領域」であると主張する。すなわち、宇宙空間における領域主権の設定が禁止された（第 2 条）ことで、領域内のあらゆる事項に及び、他国の行動の合法性を決定し得る属地主義に基づく立法管轄権は認められない。宇宙条約が定めるのは、登録に基づく宇宙物体に対する管轄権（第 8 条）であることから、属人主義に基づく立法管轄権のみが国家には認められ、領域外における自国民の行動（conduct）などに規律を及ぼすことができるが、自国民が活動する環境それ自体を規律することはできないと述べる<sup>75</sup>。

要するに Hobe らは、宇宙空間における天然資源に関する規律の欠如を根拠に、その法的地位を決定できるというような立法管轄権が国家には認められず、アメリカとルクセンブルクの立法はその基礎を欠くと批判する。宇宙条約第 2 条が属地主義を排除し、第 8 条が規定する属人主義（＝登録主義）のみを認めているため、宇宙空間それ自体の規律は「国際共同体の立法領域」であると主張する<sup>76</sup>。

この見解は、宇宙空間の法的性質に関わる国家管轄権の行使には、他国ないし「国際共同体」による何らかの承認の必要性を説くものである。単独でその法的性質を決定することは、自国だけでなく他国の権利義務にも関わり、他国の主権を侵害することに繋がる。それ故、アメリカとルクセンブルクの立法は他国ないし「国際共同体」による承認を必要とする。

### 第 3 節 小括

#### 第 1 項 両見解の意義：宇宙空間の商業利用か共通利益か

ローテュス原則または宇宙条約第 1 条を根拠に、宇宙資源開発が認められると結論付ける肯定説は、国家に大幅な自由を認める観点から国際宇宙法を捉えており、より制限的でない宇宙空間の探査及び利用を促進していくことが望まれる宇宙商業利用時代に沿ったものと言える。また、IISL の 2017 年ペーパーは、婉曲的に国家の自由を認めているが、この点を前面に出したのが肯定説と言えよう。

他方で、宇宙条約が属地主義を排除したため、立法管轄権の基礎を欠くと単独アプローチを批判

---

<sup>74</sup> Ibid., pp. 472-474.

<sup>75</sup> Ibid., pp. 466-469. 彼らによれば、国家が「自国の活動について」国際的責任を負うことを規定する第 6 条にも管轄権行使の属人的性格が反映されており、否定説の理解を裏付けているとする。Ibid., pp. 468-469. もっとも、国籍とは関係がない登録主義と属人主義は異なるものであるが（奥協直也「第 2 部 国際法の実現過程」村瀬信也ほか『現代国際法の指標』（有斐閣、1994 年）110～111 頁）、この点について Hobe らは、ある国家が登録した宇宙物体（第 8 条）という人的な性質は、国際法における「実効的な国籍（the effective nationality）」要件の適用と考える余地があると述べ、それらを同義に捉えている。Hobe & de Man 2017, p. 467.

<sup>76</sup> Hobe & de Man 2017, pp. 470, 475. このことを Hobe と de Man は「暗闇でドッキリ（a shot in the dark）」と表現する。

した Hobe らは、宇宙空間の法的性質に関わる立法には「国際共同体」による承認が必要であると説く。国家の自由を制限する観点から国際宇宙法を捉えるこの見解は、宇宙空間の利用における共通利益の側面を考慮したものと言える。加えて、2017年ペーパーでも指摘された宇宙条約の共同体的性格に基づいて国際宇宙法をどのように捉えればよいのかを示したことに大きな意義がある。宇宙空間に係る立法管轄権の検討には、宇宙条約の共同体的性格から、特定権限説を採用すべきであるという理解は鋭い見方である。加えて、「国際共同体の立法領域」という表現からは、COPUOS などの場で共通理解を醸成していき、一定の基準の作成を要求しているものとも解しうる。

## 第2項 個別主義と共同体主義の陥穽

肯定説の問題点は、Tronchetti が指摘した宇宙条約の一体性の危殆化にあらう。つまり、COPUOS の場で議論を進めていくべきと主張する国家は多く、仮に何らかの枠組みの作成で意見が一致した場合でも、その中身についての議論が紛糾する恐れがある。議論が先に進まないまま膠着状態が続くことで、各国が独自に規律を設けることになれば、国際的な分断が生じることになるであらう。かような彼の危惧からは<sup>77</sup>、個別主義的観点に立って国際宇宙法を捉えた場合に、宇宙条約の一体性を確保することの困難さが窺える。

肯定説が孕むこのような問題点を否定説は克服しているかということ、実はそうではない。Hobe らは、宇宙空間の法的性質は「国際共同体の立法領域」とであると主張するが、これ以上の説明を避けている。この主張が、他国による何らかの承認の必要を説くものであれば、諸国が宇宙資源開発に対して異なる態度をとることで、国家間の権利義務関係もそれに応じて多様化し、宇宙条約の一体性は確保されないことになる。反対に、多数国での見解の一致を要求するもの—おそらく彼らの意図に近いと思われる—であれば、多数国間での枠組み形成が困難であるからこそ、単独アプローチが問題視され、如何に共通利益を実現するのが問われるのであって、本末転倒な主張である。また、否定説に対しては、諸国の合意がない中で、宇宙空間を定義する一部の国内法を如何に説明するのかという批判もある<sup>78</sup>。

いずれにしても、宇宙条約の共通利益の側面を反映した国際組織が宇宙法分野に存在するわけではないため、そうした側面をどう捉えるのかという程度問題であらう。とはいえ、肯定説と IISL が利用の自由と整合的な解釈に努めたように、少なくとも、宇宙条約に規定された宇宙空間の利用がその共通利益に反しないことは求められよう。

このような国家・私人による空間利用の自由と共通利益の調整という問題は、特に海洋法分野において議論が重ねられてきた。近年では、当該問題について、「妥当な考慮 (due regard)」義務の機能と性格に注目が集まっている。宇宙法分野においては、妥当な考慮義務を根拠に具体的な国家

---

<sup>77</sup> Tronchetti 2016, p. 154.

<sup>78</sup> Hofmann & Bergamasco 2018, p. 325.



の義務を導くことは困難であると考えられていたが<sup>79</sup>、次章ではこの義務が有する潜在的可能性を示したい。

#### 第4章 宇宙条約における個別主義と共同体主義の調整機能：「妥当な考慮（due regard）」義務の意義

##### 第1節 妥当な考慮義務をめぐる議論の展開

##### 第1項 妥当な考慮義務の機能：条約目的の実現に関わる「協力義務（duty to cooperate）」

国連海洋法条約に規定された妥当な考慮義務には一律の基準がないものの、多くの場合に利害関係国間で何らかの協議（consultation）を伴うものであると判示した「チャゴス諸島海洋保護区事件」<sup>80</sup>などの仲裁判断や事例等の検討を通じて、妥当な考慮義務とは、関係国間での利害を調整することで、紛争の回避を図る継続的な「行為の義務（obligation of conduct）」であり、「協力義務（duty to cooperate）」の一形態として理解されつつある<sup>81</sup>。とはいえ、個別具体的な状況に応じて、関係国に要求される行為を判断するものであり、何らかの結果の達成が求められるわけではない。したがって、協議に関して言えば、先の仲裁判断では、相手が満足するまで無制限に協議を続ける必要はないと判示された<sup>82</sup>。妥当な考慮義務は、紛争の回避を図るものでもあることから、関係国間における利害だけでなく、権利行使国と「国際共同体全体（the entire international community）」の利害も調整する機能を果たすと言われる<sup>83</sup>。

南極海捕鯨事件を念頭に、同じく海洋法上の協力義務について論じた奥脇直也によれば、協力義務を課された国家は、「国際社会的な価値を実現するために、自らにできる協力の実現可能な範囲を的確に判断し、これを行為の義務として実施し、その実施が困難な場合にはその要因や障害に関する情報を伝達・共有できるように関係国に明確に説明する責任を果たす必要がある。また国際法によって認められている権利を行使するに際しても、それによって不利益が生じることを懸念する国に対してその権利行使について可能な限り釈明し、不利益の発生の可能性を適正に評価してその透明性を確保する必要がある」とされる<sup>84</sup>。

<sup>79</sup> 青木・前掲注（8）208頁。

<sup>80</sup> Chagos Marine Protected Area Arbitration (Mauritius v. United Kingdom), PCA, No. 2011-03 (Award of 18 March 2015), [hereafter Chagos Award]. この仲裁判断とその後の展開についての検討は、西元宏治「国際法上の紛争処理の断片化と紛争の拡散—チャゴス諸島海洋保護区仲裁事件を素材として」専修法学論集 135号（2019年）111～172頁。

<sup>81</sup> 石井由梨佳「排他的経済水域における妥当な考慮義務」国際法研究 7号（2019年）116～124頁。Mathias Forteau, “The Legal Nature and Content of ‘Due Regard’ Obligations in Recent International Case Law,” *The International Journal of Marine and Coastal Law*, 34 (2019), pp. 29-32. 同雑誌の同号は「妥当な考慮」を統一テーマにしており、所収の他の論考も参照されたい。

<sup>82</sup> Chagos Award, para. 531.

<sup>83</sup> Zhang Goubin, “A Discussion on ‘Due Regard’ in the United Nations Convention on the Law of the Sea,” *China Oceans Law Review*, 70 (2014), pp. 76-77.

以上のように、海洋利用国が行使する権利とそれに影響を受ける他国の権利あるいは条約の目的や共通利益などとの調整を図るものとして、国連海洋法条約に定められた妥当な考慮義務が機能する場面があり、学説は、当該義務が条約全体の目的の実現に関わる協力義務としての性格をもつものと指摘する。こうした理解を視座として、次に、宇宙条約における妥当な考慮義務について検討する。

## 第2項 宇宙条約における「妥当な考慮」義務

宇宙条約第9条1文には、「条約の当事国は、月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用において、協力及び相互援助の原則に従うものとし、かつ、条約の他のすべての当事国の対応する利益に妥当な考慮を払って（with due regard）、月その他の天体を含む宇宙空間におけるすべての活動を行なうものとする。」と規定されており、宇宙空間の探査及び利用を行うにあたって、国家には妥当な考慮を払うことが求められている。

IISLの2017年ペーパーでも示されていたように<sup>85</sup>、第1条「すべての国の利益のために」と第9条「妥当な考慮」の対応関係を認めるのが一般的な理解であると思われる<sup>86</sup>。そして、そのような考慮を利害関係国すべてに払うことが規定されていることから、宇宙条約においても妥当な考慮義務は、利害関係国間に加えて、国家と「国際共同体」の間でも何らかの機能を果たすものであろう。

しかしながら、この義務は個別具体的状況に照らして、宇宙空間における利用のあり方を判断せざるを得ない曖昧な概念とも言われる<sup>87</sup>。そのため、次に、近年の意図的な衛星破壊<sup>88</sup>を取り上げて、当該行為国が、他国の利益に対していかなる配慮を示したのかを明らかにしていく。

## 第2節 意図的な自国衛星の破壊に関する諸国の実行

2007年の中国による実験以前にも、米ソによる自国衛星の破壊実験が繰り返されてきたが、宇宙ゴミ、すなわちスペースデブリの危険性に対する認識が広く共有されたため、1990年代以降は衛星破壊実験がほとんど行われてこなかった。もっとも、両国の実験によって排出されたスペースデブリは、比較的短期間のうちに地球に再突入して燃え尽きることが多かったとされており、こうした点に、米ソが他国の利益に配慮した実験を行っていたと評価する見解もある<sup>89</sup>。いずれにして

<sup>84</sup> 奥脇直也「協力義務の遵守について—『協力の国際法』の新たな展開」江藤淳一編『国際法学の諸相—到達点と展望』（信山社、2015年）15頁。「協力義務」の詳細については、同「捕鯨裁判の教訓—協力義務との関係において」日本海洋政策学会誌4号（2014年）7～11頁。

<sup>85</sup> IISL BP 2017, p. 31.

<sup>86</sup> 野口晏男「宇宙条約<II>」外務省調査月報1巻8号（1967年）52頁。池田文雄『宇宙法論』（成文堂、1971年）107～110頁。Stephan Hobe (supra note 3), p. 48. なお池田は、宇宙条約上の妥当な考慮義務が公海条約第2条の規定と同趣旨のものと理解している（110頁）。

<sup>87</sup> Sergio Marchisio, “Article 9,” Hobe, Schmidt-Tedd and Schrogl (eds.) (supra note 3), pp. 175–176.

<sup>88</sup> 本稿における中国とアメリカによる意図的な衛星破壊に関する記述は、日本国際問題研究所 軍縮・不拡散促進センター HP 内に掲載されている各種研究会の報告書に教えられたところが大きい。記して感謝する。無論、本稿での誤りは筆者の責任である。

も、スペースデブリが自国と他国の宇宙空間の利用に「有害な干渉」(第9条)を引き起こすものではあるだろう。

自国衛星の意図的破壊及びスペースデブリの排出は、宇宙条約に明示の規定がなく、起草過程においてもそうした問題が認識されていなかったため、必ずしも同条約に違反するものではないとされる<sup>90</sup>。また、後述するが、2008年のアメリカによるもののように一定の有用性が認められる衛星破壊もある。しかしながら、他国の利用に大きな影響を与えると考えられた2007年の中国による衛星破壊実験は国際的に非難された。

#### 第1項 2007年の中国による衛星破壊実験

2007年1月11日、中国は、自国の気象衛星を高度約850kmで破壊し、世界で3番目に衛星破壊実験に成功した。約3000個のスペースデブリを排出したとされるこの実験は、報道を通じて公に知られ、中国は1月23日に衛星破壊実験の実施を公表し、関係国に通報したとされる<sup>91</sup>。

この実験について中国は、宇宙の軍事化と軍拡競争に反対し、条約作成や国際協力などを通じた宇宙空間の平和的利用の重要性を訴えた<sup>92</sup>。

中国は、実験直後の2月に行われたジュネーブ軍縮会議で諸国から批判を受けた<sup>93</sup>。COPUOSにおいても諸国からの懸念の表明と批判が相次ぎ、同年にCOPUOSで採択された「国連宇宙空間平和利用委員会スペースデブリ低減ガイドライン」<sup>94</sup>は中国の実験によって作成が早まったとされる<sup>95</sup>。そのような実験への批判とガイドライン作成という諸国の態度は、こうした一方的行動に対する再発防止を図り、今後の混乱を避けるためのものとして考えられる。

#### 第2項 2008年のアメリカによる衛星破壊

アメリカは、2006年12月に打ち上げた情報収集衛星の軌道への投入に失敗したため、その運用を断念したが、当該衛星が軌道制御用に猛毒の化学物質を搭載しており、地表への落下とそれに伴う甚大な被害が懸念されたことから、2008年2月14日に衛星破壊計画を公表した上で破壊した<sup>96</sup>。

この破壊について、アメリカは、安全を最優先に考えた衛星破壊であり、前年の中国による実験とは異なるものと説明した<sup>97</sup>。また、同年2月に行われたCOPUOS科学技術小委員会では、破壊

<sup>89</sup> 松掛暢「中国による自国衛星の破壊と宇宙条約」阪南論集 社会科学編 43巻2号(2008年)61~63頁。

<sup>90</sup> 同上62~70頁。

<sup>91</sup> Wade Boese, "Chinese Satellite Destruction Stirs Debate," *Arms Control Today*, 37(2) (2007). 松掛・前掲注(89)61頁。本稿で引用した *Arms Control Today* に掲載の論考は、Arms Control Association HP内の"Archived Issues"で入手可能。

<sup>92</sup> 人民網日本語版「宇宙の軍事化を防止するため国際条約締結を 外交部」(2007年1月31日), [http://j.people.com.cn/2007/01/31/jp20070131\\_67426.html](http://j.people.com.cn/2007/01/31/jp20070131_67426.html).

<sup>93</sup> U.N. Doc. CD/PV. 1052, pp. 3, 13, 23-27.

<sup>94</sup> U.N. Doc. ST/SPACE/49.

<sup>95</sup> 日本国際問題研究所 軍縮・不拡散促進センター「宇宙空間における軍備管理問題」研究会報告書(2008年)38~40頁。

<sup>96</sup> 同上10頁。

<sup>97</sup> 同上。

した衛星から生ずるスペースデブリは、大気圏再突入の際にすべて燃え尽きるはずだと報告し<sup>98</sup>、「COPUOS スペースデブリ低減ガイドライン」のガイドライン 4 に定められた「意図的破壊活動とその他の危険な活動の回避」に反するものではなかったとして<sup>99</sup>、自国の行動を正当化した。

### 第 3 項 2019 年のインドによる衛星破壊実験

2019 年 3 月 27 日、インドは世界で 4 番目に自国衛星の破壊実験に成功したことを公表し、宇宙大国の仲間入りを果たしたことを強調した<sup>100</sup>。

約 400 個のスペースデブリを拡散したとされるこの実験についてインドは、高度約 300 km 上空という十分な低軌道で衛星を破壊し、実験自体も長期間滞空するスペースデブリを最小化できるように計画したものであり、そのほとんどが数週間以内に大気圏に再突入し、燃え尽きるはずであると説明した<sup>101</sup>。

この実験に対して NASA 長官は非難したが、アメリカ政府としては黙認しているとされる<sup>102</sup>。ロシアは、インドには自国衛星を破壊する権利があることを認める一方で、宇宙空間の非軍事化に対するアメリカの消極的な態度がその背景にあると述べた<sup>103</sup>。

他方で、パキスタンからは今回の実験に対して深い懸念が表明された。同国は、排出されたスペースデブリによって高まった事故の危険性に加え、「長期的な持続可能性 (Long-term Sustainability)」という観点からも、国際的に重大な関心事項であると述べ、宇宙空間の非軍事化に向けて取り組んでいく旨を示した<sup>104</sup>。

### 第 3 節 小括：宇宙空間の利用に関する妥当な考慮義務の可能性

海洋利用をめぐる注目を集める妥当な考慮義務は、関係国間の利害に加えて、国家と「国際共同体」の間の利害も調整する機能を果たすことで紛争の防止を図るといふ、諸国に協調的な姿勢を求める側面が指摘されると同時に、個別具体的な状況に依存する側面も指摘される。しかし、各国の判断及び実践とそれに対する他国の反応、学説や学会などでの定式化の集積によって、一定程

---

<sup>98</sup> U.N. Doc. A/AC.105/911, para. 15.

<sup>99</sup> 成田兼章「第 4 章 スペースデブリ問題」日本国際問題研究所 軍縮・不拡散促進センター「新たな宇宙環境と軍備管理を含めた宇宙利用の規制—新たなアプローチと枠組みの可能性」研究会報告書 (2010 年) 70 頁。

<sup>100</sup> Press Information Bureau Government of India Prime Minister's Office, "PM's address to the Nation" (27 March 2019). インド情報放送省報道情報局 HP 内の "Archive" で入手可能。

<sup>101</sup> Kelsey Davenport, "Indian ASAT Test Raises Space Risks," *Arms Control Today*, 49(4) (2019). Ministry of External Affairs of India, "Frequently Asked Questions on Mission Shakti, India's Anti-Satellite Missile test conducted on 27 March, 2019" (27 March 2019). インド外務省 HP 内の "Press Releases" で入手可能。

<sup>102</sup> Davenport (supra note 101).

<sup>103</sup> Министерство иностранных дел Российской Федерации, "Комментарий Департамента информации и печати МИД России в связи с индийским противоспутниковым испытанием" (28 Март 2019). ロシア外務省 HP 内の "Комментарий" で入手可能。

<sup>104</sup> Ministry of Foreign Affairs of Pakistan, "Pakistan express deep concern at ASAT Test by India" (2 April 2019). パキスタン外務省 HP 内の "Archives" で入手可能。

度、国家に課し得る具体的な内容について語ることは可能である。

本稿では衛星破壊に関する事例を取り上げたが、いずれも妥当な考慮義務自体が問題視されたわけではない。しかしながら、それら事例の検討を通じて、スペースデブリの低減に努めること、情報を提供し、自国の立場について説明することが求められている可能性などに、宇宙空間の利用にあたって、諸国に協調的な姿勢を求め、議論の積み重ねを通じて具体化されていくものであるという宇宙条約における妥当な考慮義務の明確化のプロセスが見出し得る。

この義務が、宇宙空間の利用における自由と共通利益を調整するために、必要な情報の提供を通じて、諸国間で一致した認識を醸成していくプロセスを推し進めるものであるとすれば、それによって、宇宙条約の一体性が維持されていくであろう。宇宙条約が曖昧な規定を多く残しているが故に、国家実行又は国際文書の作成、ないし国家間の共通理解の形成と促進によって、宇宙条約が補完され、その内容がより具体化・明確化されるべきであるならば、妥当な考慮義務は、条約の一体性を確保しつつ、その補完もする可能性を秘めており、今後の国際宇宙法の発展にとって注視すべきものである。

## 第5章 結びに代えて：今後の展望と課題

宇宙ビジネスの一環として注目される宇宙資源開発についての議論は様々なフォーラムで行われてきており、産業界からもこのような活動を認めるべきとする声があること<sup>105</sup>、またルクセンブルクのように、国家政策に掲げる場合もあることから、宇宙資源開発に関する規律の整備は時代の要請とも言えよう。

そうした要請を取り込んで国際的枠組みが作成される場合には、天然資源の枯渇性<sup>106</sup>や宇宙空間の探査及び利用における「長期的な持続可能性」<sup>107</sup>などが考慮材料となるほか、宇宙条約第11条に規定されているように、資源開発の利用状況についての情報提供とその公開も必要となるであろう。

しかし、そもそも、宇宙空間の利用の意思と能力、利害の程度などは、諸国間に開きがあるために条約作成は困難とされる<sup>108</sup>。そしてそれ故、現在の宇宙法分野においては、宇宙空間の探査及び利用に携わる者にとっての法的安定性を確保するために、国内法の意義が増大していると説かれるのである<sup>109</sup>。そうした状況を勘案すれば、国際的枠組みの形成は困難であると思われる。したがって、アメリカとルクセンブルクのような単独アプローチと複数国間調整が例外的な措置に止ま

---

<sup>105</sup> COPUOS の法律小委員会でも産業界の意見を取り入れていくべきであるとの見解があった。COPUOS LS Report 2019, para. 250.

<sup>106</sup> IISL BP 2017, p. 32.

<sup>107</sup> U.N. Doc. A/AC.105/C.1/L.366.

<sup>108</sup> 青木節子「宇宙の探査・利用をめぐる『国家責任』の課題—コスモス 2251 とイリジウム 33 の衝突事故を題材として」国際法外交雑誌 110 巻 2 号 (2011 年) 25~26 頁。

<sup>109</sup> 例えば、青木節子「宇宙開発利用と国内法」論究ジュリスト 19 号 (2016 年) 24~29 頁。

るのか、それともそれらが今後の宇宙法分野の主流となり、より統一的な国際宇宙法秩序への志向は失われていくのかが、将来的には大きな問題となろう。

これを解決する糸口としては、妥当な考慮義務と協力義務の具体化・明確化などを通じた「国際協力」の促進になるのではないだろうか。これまでの宇宙法分野では、先進国による途上国への財政的・技術的支援という観点から国際協力が論じられてきたが、必ずしもこれらに限られるわけではない。宇宙法分野の国際協力の意義については検討の余地がある<sup>110</sup>。

---

<sup>110</sup> 2018年に宇宙分野の国際協力についての作業部会報告書が COPUOS に提出された。U.N. Doc. A/AC.105/C.2/112.